

特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 特別支援学校の高等部の専攻科の生徒の就学のため必要な経費のうち、次に掲げるものについて特別支援学校への就学奨励に関する法律による援助の対象とすること。（第二条第一項等関係）
 - ① 教科用図書を購入費
 - ② 学校給食費
 - ③ 通学又は帰省に要する交通費
 - ④ 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- 二 特別支援学校の高等部の専攻科の生徒で視覚障害を有するものについては、音声により教科用図書の内容を学習するための教材の購入費についても援助を行うこと。（第二条第一項第一号関係）
- 三 この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。（附則関係）